

## 大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

### 【趣旨】

この条例は、地方自治法第96条の規定に基づき、本市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものである。

### 【解説】

この条例は、地方自治法第96条の規定により、議会において議決しなければならない事項(議決事件)について、規定している。同条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分については、それぞれ条例で規定するものとされている。これに基づいて、本市における議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について、具体的に金額を定めるものである。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

### 【趣旨】

議会の議決に付さなければならない契約の金額を定めるものである。

### 【解説】

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、政令で定める基準に従って議会の議決に付さなければならない契約を定めている。

この「政令で定める基準」として、地方自治法施行令第121条の2第1項及び別表第3の規定により、市については、「工事又は製造の請負」について「1億5千万円」という金額をその下限とするものと定められているものである。

( 議会の議決に付すべき財産の取得又は処分 )

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**【趣旨】**

議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分を定めるものである。

**【解説】**

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、政令で定める基準に従って議会の議決に付さなければならない財産及びその取得及び処分の金額を定めている。

この「政令で定める基準」として、地方自治法施行令第121条の2第1項及び別表第4の規定により、市については「20,000,000円以上」の「不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」をその下限とするものと定められているものである。